

片瀬山市民の家再整備調整会議設置要綱

制定 令和4年9月2日

(会議の設置及び目的)

第1条 片瀬山市民の家の再整備について、片瀬地区新コミュニティ施設検討会議から提出された「新コミュニティ拠点施設多機能化についての提言書（2020年（令和2年）3月）」を基に、提言内容と市の施策及び公共施設再整備に関する考え方との整合・調整を図り、再整備方針（案）として取りまとめるため、「片瀬山市民の家再整備調整会議」（以下、「調整会議」とする。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の各号について市の提案を基に協議し、助言する。

- (1) 新施設の機能及び配置等の検討に関すること。
- (2) 再整備に関する諸課題の整理・調整に関すること。
- (3) 地域住民への情報提供に関すること。
- (4) 片瀬山市民の家再整備方針（案）の取りまとめに関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するため必要があると認める事項。

(委員)

第3条 この会議は、次に掲げる委員により構成し、無報酬とする。

- (1) 片瀬地区新コミュニティ施設検討会議委員から推薦された者。
- (2) 片瀬地区の地域団体等から推薦された者。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1回会議の日から2023年（令和5年）9月30日までとする。ただし、所掌事項に関する目的で委員の承認が得られた場合に限り、任期を延長することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長は、この会議を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は会長が招集する。

(1) 調整会議は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(2) 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、この市の職員その他の関係者を会議に出席させて意見又は説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 調整会議は非公開とする。会議資料及び議事要旨は、個人に関する情報などを除き、原則公開とする。

(事務局)

第8条 調整会議の事務を処理するため、片瀬市民センター及び市民自治推進課に事務局を置く。

(守秘義務)

第9条 調整会議の委員及びその他の出席者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、会長が委員と協議して定める。